

「厚木市議会議員及び厚木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」の一部を改正する条例（案）について

1 改正の理由

公職選挙法施行令の一部改正（令和7年6月4日公布）により、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、同施行令に準じて定めている本条例の公費負担限度額を引き上げるため、一部を改正するものです。

2 公職選挙法施行令の改正点

区分		改正後	現行	引上額
自動車	一般運送契約（ハイヤー方式）	1台／日 64,500円	1台／日 64,500円	改正なし
	自動車の借入	1台／日 16,100円	1台／日 16,100円	改正なし
	一般運送契約以外の契約	燃料供給	1台／日 7,700円	改正なし
		運転手雇用	1台／日 12,500円	改正なし
ビラ	印刷費	1枚当たり 8円38銭	1枚当たり 7円73銭	1枚当たり 65銭増
ポスター	印刷費	1枚当たり 586円88銭	1枚当たり 541円31銭	1枚当たり 45円57銭増
	企画費	316,250円	316,250円	改正なし

3 本条例の改正点

条文	改正点
第8条関係	選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価「7円73銭」を「8円38銭」に改める。
第11条関係	選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

4 施行予定日

公布日

5 その他

市民参加手続については、公職選挙法施行令の改正に準じて、公費負担の限度額を改正することから、厚木市市民参加条例（平成24年厚木市条例第1号）第6条第7項第3号の規定に基づき省略します。